権利関係

重要度

High!!!

# 契約の成立

## 1. 契約の成立

「契約」とは、一般用語で簡単に言うならば、約束のことです。では、契約がどのように成立するか、「売買契約」で説明します。

#### く事案>

① Aが「甲建物を売ります」と先に言った場合、この意思表示を「**申込み**」と言います。

② これに対し、Bが「甲建物を買います」といった場合、この意思表示 を「**承諾**」と言います。

1

そして、この「**申込み**」と「**承諾**」の**意思表示**が**合致**すること(**合意**)により売買契約が成立します。

1

- ③ この契約により、売主Aは甲建物を引渡し、登記を移転する義務 (債務)を負い、買主Bは代金を支払う義務(債務)を負います。(双 務契約)
  - ⇒ 同時履行の関係
  - ※ 同時履行の抗弁

**相手方がその債務の履行を提供するまで**、自己の債務の履行を拒むことができる。

売買契約は合意により成立します。このとき**書面の作成は不要**です。 「売ります」と「買います」という**意思表示だけ**で成立します。

同様に、賃貸借契約、抵当権の設定契約等、**民法上の多くの契約**の成立には、**書面の作成**は不要です。

しかしながら、保証契約、連帯保証契約は、書面(電磁的記録でも可)でしなければ、その効力を生じません。

## 2. 契約自由の原則

契約を締結するのか、相手をだれにするのか、契約内容をどうするのか、 方式はどうするのか。こういった契約に関することを当事者は自由に決める ことができます。これを「**契約自由の原則**」と言います。

しかしながら、弱者保護の規定に反する契約、内容が不適当な契約、 強行規定に反する契約などの場合に、**契約の自由が制限されることもあります**。

たとえば、**公の秩序又は善良の風俗(公序良俗)**に反する事項を目的と する法律行為は**無効**とする、と定めています。

## 3. 意思無能力者

法律行為の当事者が意思表示をした時に**意思能力を有しなかった**ときは、その法律行為は、無効です。(意思無能力者)

無効	法律効果を <b>当初から全く生じない</b>
取消し	いったん法律効果を発生させた後に、これを消滅させる
	余地を認める
	取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす
	(民法では、遡及効が原則)

※「無効」と「取消し」の違いは頻出です。それぞれの規定を正確に覚えましょう。